

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月22日

【会社名】 日新電機株式会社

【英訳名】 Nissin Electric Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小畑英明

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 植野正

【本店の所在の場所】 京都市右京区梅津高畝町47番地

【縦覧に供する場所】 日新電機株式会社東京支社  
  
(東京都千代田区神田和泉町1番地 神田和泉町ビル)

株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長小畑英明及び最高財務責任者植野正は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として実施しました。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的観点を考慮して決定しており、僅少であると判断した事業拠点を除いた12事業拠点を対象として、全社的な内部統制の評価を実施しました。この評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の予想連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

当社は、当事業年度・第2四半期決算において当社の前橋製作所におけるたな卸資産の過大計上が判明したことを受け、平成23年3月期から平成27年3月期までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものと判断し、当該期間の内部統制報告書の訂正報告書を平成27年11月12日に提出しております。

当社は本件を厳粛に受け止め、当社の代表取締役社長を責任者とした「コーポレートガバナンス再構築プロジェクト」を立ち上げ、下記の是正・再発防止対策を実施してきました。

- 前橋製作所固有の情報システムの是正と継続運用の是非再検討
- 実地棚卸の定期的実施とチェック体制の確立
- 資産管理の強化
- 社員教育の徹底
- 前橋製作所におけるコーポレートスタッフ部門の組織強化
- コーポレートスタッフ部門と事業部門との連携強化
- 地区間の組織融合推進と社員の意識改革

その結果、当事業年度末時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。